

## 「仙台市海浜エリアにおけるシェアサイクル事業補助金」事業者募集要領

この要領は、「仙台市海浜エリアにおけるシェアサイクル事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の交付の決定を受けて事業を実施する者を公募するため、必要な手続きを定めるものです。

補助事業者として採択された場合には、交付要綱及びこの募集要領に従って手続等を適正に行っていただくようお願いいたします。

### 1. 補助金の概要

#### (1) 補助金の目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた仙台市東部沿岸地域（以下、「海浜エリア」という。）では、移転跡地を活用した賑わいづくりが進んでいますが、バス等の公共交通機関が少なく、自家用車以外でのアクセスに課題があります。

海浜エリアにおける回遊性向上を図るため、当該エリアにおいて事業者等が新規に実施するシェアサイクル事業に対し、導入にかかる経費について予算の範囲内において補助金を交付するものです。

#### (2) 補助対象者

この補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす法人または団体とします。

- ① 当該者が暴力団（仙台市暴力団排除条例第2条第2号第5項に規程する暴力団をいう。）または暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）ではなく暴力団等反社会的勢力との関係を有していないこと
- ② 宗教活動や政治活動を目的とした団体または事業者等でないこと
- ③ 市税の滞納がないこと

#### (3) 補助対象経費

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 貸出用自転車の購入経費及びその他事業実施にあたり必要となる機材購入経費</li><li>・ 事業実施に必要な施設整備にかかる工事費</li><li>・ 事業の広告宣伝にかかる経費</li><li>・ シェアサイクルシステムの導入・構築にかかる経費</li><li>・ 事業の実施に係る事務費（企画、調整、分析、問い合わせ対応等）</li><li>・ その他市長が必要と認める経費</li></ul>
補助率	10分の10以内
補助上限額	12,000千円

以下の経費については、補助対象外とする。

- ① 対象事業に直接関係のない経費
- ② 交付決定前に発生した経費
- ③ 対象事業を行う者における経常的な経費運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家

- 賃、保証金、敷金仲介手数料、光熱水費、通信料等
- ④ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ⑤ 対象事業における資金調達に必要となった利子等

(4) 補助事業の実施期間

交付決定の日から令和6年2月29日まで

2. 補助対象事業の内容

海浜エリアにおいて新規に実施するシェアサイクル事業を対象とします。想定する事業内容及び実施方針は以下のとおりです。

(1) 想定する事業内容

- ① 必要な機器及び施設（電動アシスト付き自転車、サイクルポート等）の設置、維持管理
- ② 事業の運営（貸出システムの構築・運用、利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置・整備・バッテリー交換等）
- ③ サイクルポート用地の検討、提案、交渉
- ④ サイクルポート周辺の違法駐輪対策の実施
- ⑤ 事業周知・広報、利用促進策の実行
- ⑥ 利用実績データ等の収集、整理、分析及び仙台市への報告

(2) 事業実施方針

項目	内容
自転車の台数	電動アシスト付き自転車を20台以上確保すること。
サイクルポートの設置	地下鉄東西線荒井駅周辺にサイクルポートを設置すること。それ以外のポート設置については、利便性と事業の収益性を勘案し、事業者が検討・実施すること。
運営時間	貸出・返却は原則として24時間可能なものとし、通年事業を実施する。ただし、サイクルポートの用地の施設管理者等との協議により貸出・返却時間に制限を設ける必要がある場合はこの限りではない。
ヘルメット着用の推奨	道路交通法の改正を受け、ヘルメットの持参・着用を呼びかける等、利用者にヘルメットをかぶらせるよう努めること。
保険の加入	利用者のケガや損害賠償事故（対物・対人）の補償のため、十分な損害保険及び損害賠償責任保険に加入すること（TSマーク付帯保険のみは不可とする。）。
交通法規の遵守	利用者に対して、交通法規の遵守を徹底させる方策をとること。
放置駐輪対策等	サイクルポートに本事業と関係のない自転車が駐輪されないよう対策するとともに、駐輪された場合には早急に対応すること。 美しい景観を保つため、サイクルポート内の自転車の整頓及び定期的な美化清掃を行うこと。
自転車の放置対応	本事業で使用する自転車がサイクルポート以外に放置された場合

	には、速やかに回収すること。
既存シェアサイクル事業との調整	本市の都心部では「仙台コミュニティサイクル事業 DATE BIKE」を実施していることから、サービスの棲み分けを図るとともに相互連携による利活用促進に努めること。
GPS 等を活用した利用実態データの提供・分析	シェアサイクルの利用情報、移動経路情報、位置情報等を精密に収集し、定期的に本市に報告すること。 提供するデータの内容については、本市と協議のうえ決定する。 提供されたデータは、本市の施策立案や分析のために活用、公開することがある。

### 3. 申請手続き

#### (1) 申請方法

以下の必要書類を郵送または持参にて提出してください。

郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により確実に期限までに到達するように提出してください。

#### 【提出書類】

- ① 仙台市海浜エリアにおけるシェアサイクル事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 仙台市海浜エリアにおけるシェアサイクル事業補助金事業計画書（様式第2号）
- ③ 事業の内容がわかる企画書等の書類（任意様式）
- ④ 定款またはこれに準ずる書類
- ⑤ 登記事項証明書の写し（発効から3ヵ月以内のもの）
- ⑥ 納税証明書（申請書の「同意」にマルをつけている場合は不要）

#### 【提出先】

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市役所3階  
仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課

#### (2) 申請期限

令和5年4月21日（金）正午

※持参の場合、土日祝日を除く9時から17時までにお持ちください。

#### (3) 応募にあたっての質問及び回答

- ・ 質問事項がある場合、令和5年4月12日（水）正午までに、（別紙）質問票を下記のアドレス宛に電子メールにて提出してください。

【提出先】 [mac001630@city.sendai.jp](mailto:mac001630@city.sendai.jp)

- ・ 回答は、本事業に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、令和5年4月14日（金）までに本市ウェブサイトで公表します。ただし、質問者名は明示しません。

### 4. 補助事業者の決定

#### (1) 審査

応募のあった申請書類について、本市にて（２）の観点に基づいて審査を行い、補助事業者１者を決定します。

（２） 審査の観点

評価項目	配点	内容
実現性	40	事業計画及び積算の内容は妥当か。
		運営体制は適切か。
		事業期間内に実現可能なスケジュールとなっているか。
		同種事業の取り組み実績はあるか。
継続性・収益性	40	ビジネスモデルが構築できているか。
		事業を継続できる収益基盤があるか。
		翌年度以降の事業計画は妥当か。
データ活用	20	利用実態データを取得する手法が確保されているか。
		データを活用した取組に関する提案があるか。

なお、応募が１者のみであっても審査を実施します。審査の結果、評価点の総得点が満点の60%に満たない場合は、適格者なしとする場合もあります。

（３） 結果通知

決定した補助事業者に対して、「仙台市海浜エリアにおけるシェアサイクル事業補助金交付決定通知書（様式第3号）」により通知するとともに、本市ウェブサイトで公表します。

5. スケジュール

令和5年	4月	5日（水）	公募開始
令和5年	4月12日（水）	正午	質問締切
令和5年	4月14日（金）		質問に対する回答
令和5年	4月21日（金）	正午	応募書類の提出期限
令和5年	4月下旬		審査会
令和5年	4月28日（金）		通知

6. 注意事項

- （１） 事業の実施及び事務手続きに当たり、関係法令、補助金交付要綱及び募集要項等の規定を遵守してください。著作権等の対応については、関係法令等の規定に従ってください。
- （２） 補助金の交付決定に当たり、本市から意見および要望等を付す場合があります。その場合、実績報告時に当該意見及び要望等に対する報告等を行う必要があります。意見や要望等を付した場合、本市から内容及びその後の対応等について、お知らせします。
- （３） 補助を受けた年度の翌年度から3年間は事業を継続するものとし、中止する場合は本市に申請を行ってください。
- （４） 事業の実施状況の確認または評価のため、本市が進捗状況の報告を求めたり、調査を行うことがあります。

- (5) 本制度の広報活動やプロモーション支援のため、写真の提供や報告等を求めることがあります。
- (6) 事業の実施に当たり、事故等が生じた場合には、速やかに本市に報告してください。
- (7) 補助金の交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存してください。
- (8) 本制度の補助金により取得し、若しくは効用の増加した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (9) 補助事業が終了した次年度以降、本市から事業の継続状況等についてヒアリングする場合があります。